平成28年度 社会福祉法人指導監査結果報告書

中津市福祉部監査指導室

I 指導監査の実施方法について

社会福祉法人の指導監査は、関係法令・通知、中津市社会福祉法人指導監査実施要綱、 平成 28 年度中津市所管社会福祉法人指導監査実施方針等を基に、役員・評議員の選任 の状況、役員報酬の妥当性及び報酬規程の整備状況、理事会及び評議員会の開催状況、 監事監査の実施状況、法人の契約手続きの状況、会計及び現金管理の状況、社会福祉法 人内での資金移動の状況等を重点項目として、実地にて監査を行った。また、新会計基 準に対応した経理が行われているかどうか確認を行った。

Ⅱ 指導監査の実績について

1 指導監査における評価基準

指導監査を行うにあたっては評価基準を設け、「文書指摘事項」「口頭指摘事項」「助言事項」の3項目に分類した。文書指摘事項及び口頭指摘事項については、法人に対して文書により通知を行った。文書指摘事項については、是正改善状況又は改善計画について報告期限を設け、法人から文書による報告を求めた。

文書指摘事項	・関係法令、通知等に抵触しており、その内容が比較的著しい事項 ・以前に口頭指摘を受けた事項で、数年経過しても是正・改善されていな い事項
口頭指摘事項	・関係法令、通知等に抵触しているが、その内容が比較的軽微な事項 ・改正された法令、通知のうち、周知期間が十分経過していないものに抵 触しているが、重大な支障を生じていない事項
助言事項	・不備の程度がより軽微な事項及び社会通念に照らして改善が望まれる事項

2 指導監査の改善指導件数

平成28年度に実施した指導監査における指摘件数は、下記のとおり。

中津市所轄の	28 年度監査 実施法人数	改善指導件数		
社会福祉法人数		文書指摘件数	口頭指摘件数	合計
28	14	15	18	33

3 指導監査の指摘内容

平成 28 年度に実施した指導監査の文書及び口頭指摘件数の法人別内訳は、以下のとおり。登記の遅延、地上権又は賃借権の未設定、会計責任者と出納職員の兼任等、これまでの監査と同様の指摘が今年度も見受けられた。また、前回監査での指摘事項の改善が不十分な法人も見受けられた。

Ⅲ 指導監査結果の総括について

1 会計(経理)について

平成28年度は、平成27年度に引き続き、経理・財務諸表のチェックを重点的に行った。新会計基準への移行に際して、作成する財務諸表や附属明細書の整理が不十分なケースや、会計基準の変更に伴う勘定科目の変更に対応できていないケースが一部見受けられた。なお、経理規程や財務諸表に誤りが見られた法人については、支出根拠や差異が生じた仕訳処理等を確認して訂正するよう指導を行った。

2 理事会、評議員会での審議について

法人の業務については、理事長による専決を認められている事項を除き、理事会の決議によって運営していかなければならない。予算の補正、借入金の繰上償還など、理事会の議決を要するにもかかわらず、手続きを踏まずに事務を進めている法人が見受けられたため、指摘を行った。平成29年4月1日施行の改正社会福祉法下では、法(又は自法人定款)に規定する評議員会や理事会の決議事項を漏れなく適時に審議する必要があるので、注意を要する。

3 役員、評議員について

役員や評議員が長期にわたって欠員になっている法人や理事会、評議員会等への欠席 者が目立つ法人が見受けられたため、改善を促した。

4 その他

平成29年4月1日施行の改正社会福祉法により、社会福祉法人制度が大きく変わるため、実地監査の機会を利用して新制度の周知に努めた。